

制定：平成 30 年 5 月 14 日

## 文京区立千駄木小学校 PTA 役員移行細則

### (背景・目的)

第 1 条 千駄木小学校 PTA(以下、「本会」という。)は平成 30 年 5 月 14 日の規約改正(以下、「本規約改正」という。)により、従来役員等の承認を主たる目的の一つとして開催していた 3 月の定期総会を廃止した。この細則は、本規約改正後の本会の円滑且つ公正な運営を図ることを目的として制定する。

### (役員等の選出)

第 2 条 本会の役員等は本会規約の定めに基づき総会において選出される。

### (選挙の省略)

第 3 条 本会の選挙細則第 2 条に定めるとおり、指名候補者以外の候補者が無い場合、本会規約第 21 条により指名された指名候補者(以下、「次期役員」という。)は選挙を省略し、5 月定期総会において承認される。

### (移行期間)

第 4 条 次期役員は、5 月の定期総会において承認される迄の間を移行期間とし、4 月から始まる新年度における本会の円滑なる運営の為に必要な職務を執行する。尚、総会における承認前といえども、移行期間中の各種書類は次期役員の実任(署名を含む)において発行されるものとし、新年度の学校行事等には次期役員として参加できるものとする。

### (発効)

第 5 条 本細則は、平成 30 年 5 月 14 日より施行する。